

資料 1 用語の定義

用語の定義

1.	新たな区民センター	北側敷地及び公園敷地に整備される、区民センター及び区民センター公園の総称をいう。
2.	新たな区民センター等	新たな区民センター及び下目黒小学校等複合施設の総称をいう。
3.	河川管理用通路	目黒川の河川管理用通路をいう。本事業では、目黒新橋から田道橋の間を日常管理・日常清掃の対象とする。
4.	関連施設	特別区道 B60 号線田道庚申通り、特別区道 B60-2 号線美術館西側道路ほか、河川管理用通路の一部、ふれあい橋、田道広場公園をいう。 本事業では、特別区道 B60 号線田道庚申通り、特別区道 B60-2 号線美術館西側道路ほか、河川管理用通路の一部、ふれあい橋を日常管理・日常清掃業務の対象とし、田道広場公園を公園保守管理業務及び公園の運営業務等の対象とする。
5.	供用開始日	整備対象施設それぞれが供用を開始する日をいう。 なお、新たな区民センター等は、令和 16 年 4 月 1 日以前で事業者が提案した日、下目黒小学校等複合施設は令和 15 年 4 月 1 日を、それぞれの供用開始予定日とする。
6.	区	目黒区をいう。
7.	小学校北側道路	特別区道 B60-3 号線の一部をいう。 なお、本事業では、小学校北側道路の一部を修景等整備業務の対象とし、公園敷地又は南側敷地に接する範囲を日常管理・日常清掃業務の対象とする。
8.	下目黒小学校等複合施設	南側敷地に整備される、下目黒小学校、住区センター区民交流活動室、地域活動拠点、学童保育クラブの 4 つの施設が複合した施設をいう。
9.	整備対象施設	本事業の施設整備業務の対象である新たな区民センター、下目黒小学校等複合施設及び小学校北側道路を総称していう。
10.	全体供用開始日	整備対象施設の全ての供用を開始する日をいい、令和 16 年 4 月 1 日以前で事業者が提案した日を全体供用開始予定日とする。
11.	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
12.	法令	法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指

		導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
13.	本事業	新たな目黒区民センター等整備・運営事業～めぐろかがやきプロジェクト～をいう。民間収益事業を含まない。
14.	事業敷地	北側敷地、公園敷地及び南側敷地をあわせた範囲をいう。
15.	本事業施設	区民センター、区民センター公園、下目黒小学校等複合施設、小学校北側道路、関連施設をいう。
16.	引渡し日	整備対象施設それぞれの引渡し日をいう。 なお、新たな区民センター等は、令和 15 年 12 月 15 日以前で事業者が提案した日、下目黒小学校等複合施設は令和 15 年 1 月 15 日を、それぞれの引渡し予定日とする。
17.	引渡し完了日	整備対象施設の全ての引渡しが完了する日をいい、令和 15 年 12 月 15 日以前で事業者が提案した日を引渡し完了予定日とする。
18.	民間施設	民間収益事業により整備される施設をいう。
19.	民間収益事業	本事業の付帯事業として、新たな区民センターに係る未利用容積を活用し、本事業の事業目的に寄与する施設を整備・運営する事業をいう。
20.	要求水準書	新たな目黒区民センター等整備・運営事業～めぐろかがやきプロジェクト～要求水準書をいう。
21.	土壌汚染調査（浅層調査）	土壌汚染調査のうち、表層部（浅層部）を対象とする概況調査をいう。
22.	土壌汚染調査（深層調査）	土壌汚染調査のうち、概況調査で指定基準を超過した場合の深層部を対象とする詳細調査をいう。